

1 開催日 平成 25 年 12 月 19 日 (木)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 49 号 高知市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について ※前回から継続

日程第 3 市教委第 50 号 高知市立小学校・中学校・かがみ幼稚園の給食費の改定について

日程第 4 市教委第 51 号 高知市立学校教員に係る措置について

4 報告

○平成 25 年 12 月高知市議会定例会について

○新図書館等複合施設建築工事について

○「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止等のための基本方針」に基づく対応方針及びスケジュールについて

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	横 田 寿 生
	教育政策課長	森 田 洋 介
	教育政策課教育企画監	野 村 能 教
	学校教育課長	土 居 英 一
	教育環境支援課長	西 村 浩 代
	人権・こども支援課生徒指導対策監	横 田 隆
	市民図書館長	貞 廣 岳 士
	教育政策課長補佐	高 岡 幸 史
	学校教育課人事班長	弘 瀬 健一郎
	教育環境支援課保健食育担当係長	川 村 良 一
	教育政策課総務担当係長	宮 田 小 町
	教育政策課主査	横 田 由 紀子

1 平成 25 年 12 月 19 日（木） 午後 4 時 00 分～午後 5 時 15 分 （たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午後 4 時 00 分

門田委員長

ただいまから、第 1122 回高知市教育委員会 12 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。署名委員は西森委員をお願いします。

それでは、日程第 2 市教委第 49 号「高知市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」を議題とします。これは 11 月定例会からの継続審議となっています。それでは、事務局の説明をお願いします。

教育政策課教育企画監

教育政策課、野村でございます。

お手元に新旧対照表ということで、11 月の定例会で提案したものに対してご意見いただきました点について、修正を加え 1 枚にまとめております。

まず、第 1 条の 4 項の表現の中で「必要と認めるときは、設置校の校長の同意を得て」という表現をいれておりましたが、委員以外の意見を聞くのに校長の同意は必要ないと考えまして、この表現につきましては削除をいたしました。おなじく第 5 項につきまして、「協議会が必要と認めた場合は、非公開とする。」という表現でございましたが、「非公開とすることができる。」との表現といたしました。次に、意見の申出の第 10 条、当該設置校の職員の人事についてということで、今回、「ただし、個人の人事に関する具体的な意見を除く。」ということでご意見をいただきましたので、この第 2 項のところに加えたところですか。あと、文言をそろえるといったところで、第 8 条の第 5 項と第 10 条の第 2 項のところに職員という文言がありました。ほかの項でも教職員という表現を使っておりましたので、ここは教職員に統一をするということで、表現をそろえたところですか。以上です。

門田委員長

ただいま説明がありましたけれども、質疑等はありませんか。

前回、委員のみなさんからいただいた意見を取り入れての改定ということですが、よろしいでしょうか。

特に、ご異議もないようですので、質疑を終了し採決に移ります。

市教委第 49 号「高知市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

門田委員長

ご異議なしと認めます。それでは、市教委第 49 号は、原案のとおり決しました。次に、日程第 3 市教委第 50 号「高知市立小学校・中学校・かがみ幼稚園の給食費の改定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

教育環境支援課長

教育環境支援課、西村でございます。

高知市立小学校・中学校・かがみ幼稚園の給食費の改定につきましてご説明いたします。

平成 26 年 4 月から消費税が現行の 5 % から 8 % に引き上げられることとなり、小学校・中学校・かがみ幼稚園の給食費について、消費税引き上げ分に対応する増額改定を行いたいと考えております。

お手元の資料「高知市立小学校・中学校・かがみ幼稚園の給食費の改定について」をご覧ください。

高知市立小学校・中学校・幼稚園の給食費につきましては、現在、小学校 245 円、中学校が 275 円、幼稚園が 185 円で賄っているところですが、平成 26 年 4 月から、小学校 250 円、中学校 280 円、幼稚園 190 円に改定したいと考えております。

適用校そして改定適用日は、資料のとおりです。

改定額の根拠となります資料につきましては、2 枚目以降をご覧ください。

学校給食対象者数につきましては、表のとおりですが、今回の改定に関係しますのは、平成 25 年 5 月 1 日現在の人数で、完全給食実施校の児童生徒数 18,026 人と教職員数 1,442 人となります。

給食費の改定経過は、3 の表にあるとおりです。今回の改定は平成 9 年の改定以来となります。この年は消費税が 3 % から 5 % に改定になった年でもございます。

改定額の積算につきましては、4 に示しておりますように、現行価格の税抜き額に消費税 8 % を掛けた金額を算出し、5 円未満を切り捨てました。よりまして、実際の消費税増税に対するアップ率は 1.82%~2.70% の値上げとなっております。

改定増収差益等につきましては、次ページ 5 に示しますように平成 24 年度実績をもとに試算いたしますと、給食費改定増収分は約 1,888 万円に対し、食材経費、消費税 8 % 換算でアップ分は約 2,524 万 6,000 円となっております。改定増収分から食材費 3 % 相当額を差し引きますと、約 636 万円の不足が算出されますが、米等の入札により対応が可能な範囲であると判断しておるところです。

他市の状況といたしましては、6 にお示ししておるとおりで、四国 4 市では、松山市のみ据え置き予定となっております。県内の状況につきましては、宿毛市の調査の結果では、改定検討が 18 市町村、予定なしが 15 市町村となっています。現行給食費の最高額、最低額は資料のとおりです。

今回の改定につきましては、消費税の引き上げに伴う改定にとどめることとし、なおかつ 5 円未満の端数が生じる場合は、その額を切り捨てるものといたしました。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

#### **門田委員長**

ただいまの件に関して、質疑等ありましたらお願いいたします。

#### **西森委員**

単純なことを一つ質問させてください。月間で言うと、たとえば小学生であったらどれくらいのアップだと思ったらよいでしょうか。1 食あたり 5 円あがって、大体 22~23 日位なので、100 円ちょっとの値上がりでしょうか。

#### **教育環境支援課保健食育担当係長**

5 円×年間でも 190 日程度ですので、950 円くらい、千円弱かと思われま。

給食は大体 11 か月程度ですので、1 月あたりでは 100 円足らずとなります。

#### **西森委員**

わかりました。

#### **門田委員長**

消費税増税に対しての 5 円アップということで、これはもう致し方ないことではないかと思えますよね。不足する分は、お米の入札で対応ができるということですが、大丈夫でしょうか。

#### **教育環境支援課保健食育担当係長**

東日本大震災の影響で、単価が 1 k g あたり大体 333 円で契約しております。その部分が、この前の入札では大体 260 円程度まで入札額が下がっております。発注が年間 203t 位で大体 1,400 万円位の経費が入札により削減されているものと考えております。その部分がプラスの部分で、その他物価上昇などもあると思えます。そういった中で対応できるのではないかと考えております。

**西森委員**

お米のことでお聞きしてもいいでしょうか。

地産地消ということが言われていますけれども、大体入札は地元ということでしょうか。

**教育環境支援課保健給食担当係長**

県内産のお米ということを要件にしています。

**西森委員**

それで、それくらいの価格ということですね。

**教育環境支援課保健給食担当係長**

はい。

**門田委員長**

ほかにありましたらお願いします。

**西森委員**

金額はともかく、値上げというと色々なご説明とか、調整が必要になると思うのですが、この件についてなんかPTAなどのお話し合いはあっているのでしょうか。

**教育環境支援課長**

この件につきましては、やはりPTA連合会ともお話をさせていただかねばいけないと思ひまして、12月10日にPTA連合会の松持会長とお目にかかりお話をさせていただきました。その中では、消費税アップ、増税に係ることで、端数も切捨てということになるので、やむをえないでしょうということでお返事をいただいております。今後の予定といたしましては、年明けに定例校長会にて報告をした後、保護者への周知を行い、2月に行われます学校給食会の理事会評議会にて報告をし、3月の市議会定例会の経済文教委員会において報告という形で、手続きを進めてまいりたいと考えております。

**西森委員**

わかりました。

**門田委員長**

よろしいでしょうか。ほかにご意見もないようですので、採決に移りたいと思います。

市教委第50号「高知市立小学校・中学校・かがみ幼稚園の給食費の改定について」は原案のとおり決することにご異議はありませんでしょうか。

**委員一同**

————— 【異議なし】 —————

**門田委員長**

ご異議なしと認めます。

それでは、市教委第50号は原案のとおり決しました。

続いて日程第4市教委第51号「高知市公立学校教員の処分について」を議題とします。

この案件は人事案件のため秘密会といたします。よろしいでしょうか。

**委員一同**

————— 【異議なし】 —————

**門田委員長**

ご異議なしと認めます。よって、この案件は秘密会といたします。

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

## 門田委員長

秘密会を解きます。

続きまして、報告事項でございます。「平成 25 年 12 月高知市議会定例会について」事務局の説明をお願いします。

## 教育政策課長

教育政策課、森田でございます。

私からは、お手元の資料「平成 25 年 12 月議会個人質問概要」と書かれた資料でご説明をさせていただきます。

12 月 6 日から明日までの会期で開催されております、12 月市議会定例会において出された教育委員会に関わる質問の概要についてでございますが、教育委員会関係は、質問議員 19 人中 14 人の議員さんから質問がありまして、全部で 71 問の質問が出されました。本年の 9 月議会が 40 問、また、昨年 12 月議会が 62 問でありましたので、それに比較しましても多くの質問が寄せられた議会だったということが言えると思います。

質問の主な内容であります、学力学習状況調査公表についての教育長の所見を問う質問でありますとか、土曜授業に関する質問、このあと報告案件にもございますが、いじめ防止対策推進法への対策に関するものなど大変多岐にわたっての質問がなされたところです。また、今議会では市長に対しても 8 問、また教育委員長に対しましても携帯電話等の保有の低年齢化に対する所見等を問う質問など 4 問がなされたところでございます。大変多岐にわたっておりますので、詳細につきましては、のちほど資料をご覧いただければと思います。

なお、教育委員会から提案いたしました補正予算議案 13 件、予算外議案 6 件につきましては、17 日に開催されました経済文教常任委員会において、全会一致、又は賛成多数で承認され、明日の本会議に諮られることとなっております。

説明は以上です。

## 門田委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

なぜひじめが、体罰がなくならないか、という質問がありました。これは努力し続けたいといけないことですね。根絶させるのは一気には無理でしょう。日々、努力しないとだめであると思います。

市議会の内容について、特にございませんか。

それでは、次に「新図書館等複合施設建築工事について」事務局の説明をお願いします。

## 市民図書館長

市民図書館長の貞廣でございます。

それでは新図書館等複合施設建築工事についてご説明します。

A 4 縦の資料をご覧になっていただけますでしょうか。

まず、今回の県による入札の経過についてご説明します。建築主体工事は 9 月 27 日に、高知県において公告を行い、11 月 21 日に開札を行いました。参加全業者の入札価格が予定価格を上回り、落札業者が決まりませんでした。22 日、25 日と再度入札を行いました。やはり入札価格が予定価格を上回りましたので、入札は不調となりました。これは新聞報道等にもありますように、東日本大震災の復興の本格化やアベノミクス効果による公共事業増に加え、消費税アップ前の駆け込み需要などにより、資材単価や労務単価が高騰したこと、また、技術者不足なども相まったことが要因であると考えられます。

電気・空調・衛生各設備工事につきましては、新図書館に先行して、高知県が入札を実施しておりましたが、高知県立大学永国寺キャンパス、高知県立新資料館の建築主体工事が共に不調となった結果などを踏まえ、建築主体工事の入札結果を待って開札することとし、開札日を変更しておりましたが、建築主体工事が不調となったため開札を行わず入札を中止いたしました。また、昇降機設備工事につきましては、公告自体を見送りました。

こうしたことから、建築工事につきましては、今回の入札結果について分析を行い、設計内容は変えずに単価を見直すなどして改めて設計金額を算出し、入札をやり直すことといたしました。

次に、今後の対応についてご説明します。

今後の対応でございますが、できるだけ早く工事に着手したいと考えており、設計金額見直し後の予算議案と県市間の変更契約の議案を、3月市議会定例会に提出したいと考えております。高知県においては、2月議会において、予算議案を提出する予定です。ご承認いただけましたら、速やかに、高知県において建築主体工事の公告を行って、5月末に入札を実施し、6月市議会定例会において、県市間の変更契約の議案を提出したいと考えています。県議会においては、6月議会に、建築主体工事の工事請負契約締結議案を提出する予定となります。建築主体工事の着手につきましては、平成26年7月を想定しております。その前は、平成26年1月着工予定でしたけれども、6か月遅れの想定を考えております。

課題といたしましては、設計金額の算出方法や入札参加資格要件、工期の見直しといったことを検討する必要がありますので、県市協議のうえ、進めてまいりたいと考えています。

工期の見直し等もありますので、開館時期につきましては、新聞にも書かれていましたけれども、平成28年秋以降に工期が延びる可能性が、工期延長ということも考えられるので、平成28年秋以降ということになります。

最後に、関連業務への影響について、ご説明します。新図書館システム構築等委託業務につきましては、5年間の運用・保守業務を含めて契約しておりますが、本稼働のタイミングなど開館時期に合わせた調整が必要となってまいります。

以上、今回の入札経過と、今後の対応についてご報告させていただきました。県市連携の下、できるだけ早期の開館を目指して取り組んでまいりたいと思っております。説明は以上です。

#### **門田委員長**

ありがとうございました。

ただいまの件に関して、質疑等ございませんか。

#### **西森委員**

一義的には教育委員会で案を作って、3月議会で他方面から色々な検討が加えられるだろうと、そういうことですよ。

#### **市民図書館長**

作業につきましては、県市が連携する中で契約の主体は県で行っているのですが、工事業者に実勢価格把握ということで見積もりを依頼しております。現在の実勢価格、労務単価、資材単価がどのくらいであるとか、というところを踏まえまして見積額を徴収し、あと設計金額を決めなくてはなりませんので、設計金額が決まるということは、上昇の方向になりますので、予算額を上げないといけないことになります。県においては2月議会にあがった予算議案、市においては3月議会に増額の補正予算ですね、それを市議会、県議会に審議いただいて、承認していただいたら、入札の公告になるというようなスケジュールでございます。

#### **西森委員**

門外漢からすれば、駆け込み需要なんて世間では言われていますが、3月越えたら改善されるのかなとか、色々なことを想像してしまうのですが、結局そういう意味では県でも市でも、今後議会で建築関係を扱う委員会ですとか、たぶんそういった議論、本当に上げる必要があるのかだとかいうようなことがどんどん議論されて、それが反映したご判断がいただけると、そういうことですよ。

#### **市民図書館長**

そうですね。やはり、上がり幅も含めて市と県において、今の実勢価格の分析をしていき、駆け込み需要は終わるとしても、東京オリンピックとかそんな関係も出てくることですので、今後も、分析はしなければならないのですけれども、月単位で上昇している傾向がありますので、それも踏まえたうえで予算議案を出させていただきたいと思っております。

**西森委員**

わかりました。

**門田委員長**

図書館の開館が遅れそうですけれども、順調に行けばよいですね。

**西森委員**

財源が有限である以上は、ここで予算が増えるとどこか教育行政でしわ寄せがくるのではないかとかいう心配もしてしまうのです。図書館はすごく大切な事業なので削ってはいけない、むしろしっかりとつけてほしいのですけれど、それで他の案件が目白押しのなかで、どのようなしわ寄せが来るのかなと気になりました。

**門田委員長**

他にございますか。

**西山委員**

一部設計変更なんかは視野に入れておられますか。どうしても価格的に上がるのであれば。

**市民図書館長**

設計変更も、コストダウンを含めて考えられたところがございますが、できるだけ早く開館というか、県民・市民の利便性という観点からこういったことを考えておりました、設計見直しをしますと数ヶ月から1年ちょっとさらに遅れてしまうということもありまして、今回は単価の見直しにとどめるということで考えております。

**松原教育長**

単価の見直しということは、要は、工事の金額を上げるということになるのですね。

**市民図書館長**

そうです。ちょっと説明が足りませんでした。労務単価と資材単価の部分が上がっておりますので、そういう単価を見直して設計金額を積算して、下がる方向ではございません。上がる方向で見直しをするということでございます。

**門田委員長**

人手も足りないということでしょう。労働力というか、お仕事される人が少ない。専門職の人が少ないということもあるというようにお聞きしました。

建物の地震対策など、色々なこともやっていかなければなりませんので大変ですね。

**西森委員**

土佐山小中の建物も、建築に向けて動いていますよね。

**松原教育長**

そうですね。あちらも動いています。

土佐山小中の状況についても説明をしていただこうか。

**教育政策課長**

工事にはすでに入っています。機械設備工事を請け負っていた工務店が倒産しました関係もありまして、若干工事に遅れが出てくるおそれも出ております。途中までやっている部分がありますので、そこまでの出来高は工事業者に支払って、それ以降の分については新たに設計を組み直して、入札をいたします関係で次の入札は1月位を予定しております。

**門田委員長**

できるだけ早く図書館の開館ができますように。

それでは、続きまして「いじめ防止対策推進法及びいじめ防止等のための基本方針に基づく対応方針及びスケジュールについて」説明をよろしく申し上げます。

**人権・子ども支援課生徒指導対策監**

人権・子ども支援課の横田でございます。よろしく申し上げます。

11月の教育委員会では、いじめ防止対策推進法において求められております基本方針の策定や組

織の設置についてご報告をいたしました。今回は、策定、設置に向けた今後の教育委員会の方針やスケジュールについてご説明をいたします。いじめ防止対策推進法の対応というプリントをご覧ください。

策定、設置が求められているものを確認させていただきます。目的、概要、構成等につきましては、前回ご説明いたしましたので省かせていただきます。文字が白抜きになっているものは必ず設置するものとして義務付けられているものです。

まず、学校が策定設置するものは、学校いじめ防止基本方針の策定、いじめ防止等の対策のための組織、重大事態に対処するための組織です。

次に教育委員会、高知市としましては、地方いじめ防止基本方針を策定、いじめ問題対策連絡協議会、教育委員会の附属機関の設置、重大事態に対処するための組織となっております。

右下の市長部局に設置をします重大事態の再調査を行うための組織については、後ほどお話をさせていただきます。

それでは、次ページのA3の用紙をご覧ください。

現在考えております、策定、設置に係るスケジュール案でございます。上から高知県、高知市、高知市教育委員会、学校の順となっております。一番下の学校につきましては、法がすでに施行されていることを受けまして、3月末までに学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止等の組織、重大事態に対処するための調査組織を設置するように、12月の校長会において依頼をしました。また、上の網掛けをしております教育委員会の附属機関は条例化しての設置が必要なことから、2月の教育委員会で、条例議案として議会に上程してよろしいか審議をしていただき、3月議会を経て4月から対処が可能となるように、対応をまいります。

上から2番目の市長部局の重大事態の再調査を行います組織につきましては、今後設置の有無を含め、市長部局と協議調整してまいります。本組織は、教育委員会の附属機関で行った重大事態の調査結果が不十分であった場合に、同様に第三者等の意見に基づいて、再調査する機関でございます。大津市のいじめ事案では、学校、教育委員会の調査が不十分であったため、市長部局に大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会を設置し、調査報告をまとめ公表し再発防止に努めております。

続きまして、努力義務であります地方いじめ防止基本方針の策定及びいじめ問題対策連絡協議会、これはいじめ防止等に関係する機関や団体等の連携を図るための組織であります。これにつきましては、県教委からも策定、設置が求められていることから、教育委員会としましては、今後、市長部局の担当課と調整のうえ、策定、設置してまいりたいと考えております。原案の作成や担当課は、人権・子ども支援課となります。基本方針は条例化を考えておりませんが、外部検討委員による検討が必要なことから、手順を踏み、年度内にいじめ防止基本方針検討委員会を立ち上げ、3月の第2回検討委員会後、4月からのパブリックコメントを実施し、市民の方々から広く意見をいただきます。その後第3回検討委員会を取りまとめ、5月末には教育委員会に報告し、市長決裁の上、議会答弁では、6月を目途としておりましたが、できる限り早く、6月中旬を目処に策定をしていきたいと考えております。本来なら、国県市の基本方針が策定され、学校基本方針の策定、組織の設置、市の協議会の設置となるところですが、法の成立を受け、いじめに対応できる学校での組織を早急に設置をしなければならないこと、重大な案件が発生したときには、教育委員会の附属機関である調査組織がすぐに動けるように、このようなスケジュールを立てております。以上で説明を終わります。

#### 門田委員長

ただいまの件に関して、質疑等がありますでしょうか。

#### 西森委員

イメージを教えてくださいと思います。

これを見ていると、同じような名前のもものがたくさんあって、いじめ防止等の対策のための組織(兼重大事案の組織組織)というのが、各学校にもおかれるし、そして市教委にもおかれるし、県も県で

ありますよね。そして、市長部局にもあるし、ということになりますよね。人材の問題ですが、たぶん掛け持ちの人も出てくるだろうと思います。特に、掛け持ちを禁じるような話ではないと思うのですけれども、そのような意味で人材を見出すことについては想定としていかがでしょうか。心当たりの方はいらっしゃいますか。

#### 人権・子ども支援課生徒指導対策監

人材につきましては、基本的には、学校は教職員が母体になると考えています。市教委についてはできる限り、公平性、中立性を求められるという形になっておりますので、大学等の学識者、弁護士、医師、それから教員OBや警察OBといった方を委嘱したいというように考えています。ただし、臨床心理士とかスクールカウンセラーの資格につきましては、なかなか人材が高知県でも限られているというような状況もありますので、例えば、緊急時には県の緊急派遣チーム等の要請もしながら、対応ができない場合には附属機関でのという形になってくると思っております。ただ、お話がありましたように、医師、弁護士、臨床心理士については、やはり各市町村とも悩ましいところで、なかなかそういうものの設置は難しいところもあると聞いておりますので、人材確保に努めてまいりたいと考えております。

#### 西森委員

ありがとうございました。

#### 門田委員長

ほかにありませんか。

では、以上で本日の教育委員会は終了いたします。

閉会 午後5時15分

署名

委員長

---

4番委員

---